

ID: 353

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	犬の登録及び鑑札の交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法 第4条第2項		
法令番号	昭和25年法律第247号		
【基準】 法第4条第1項及び第2項の規定による。 (登録) 第4条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日)から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日